

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第3号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の請求)</p> <p>第5条 職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第9条の規定による退職手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、退職手当請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、退職当時の所属学校の校長及び市町の教育委員会（以下「地方教育委員会」という。）を経て、県教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の請求者にあつては、退職当時の所属学校の校長を経て指定都市の教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第6条 県教育委員会は、退職手当を支給する場合においては、退職手当計算書（別記第3号様式）により支給額を決定し、退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、地方教育委員会を経て請求者に通知するものとする。<u>ただし、指定都市にあつては、指定都市の教育委員会が、退職手当計算書（別記第3号様式）により支給額を決定し、退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、請求者に通知するものとする。</u></p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第7条 県教育委員会 <u>（指定都市にあつては、</u></p>	<p>(退職手当の請求)</p> <p>第5条 職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第9条の規定による退職手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、退職手当請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、退職当時の所属学校の校長及び市町の教育委員会（以下「地方教育委員会」という。）を経て、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第6条 県教育委員会は、退職手当を支給する場合においては、退職手当計算書（別記第3号様式）により支給額を決定し、退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、地方教育委員会を経て請求者に通知するものとする。</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第7条 県教育委員会は、退職した者が職員退</p>

指定都市の教育委員会。以下同じ。)は、退職した者が職員退職手当条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当(以下「基本手当に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格を有している場合において、その住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)において求職活動をする旨の申出をしたときは、失業者の退職手当受給資格証(別記第5号様式。以下「受給資格証」という。)をその者に交付しなければならない。

2～4 (略)

職手当条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当(以下「基本手当に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格を有している場合において、その住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)において求職活動をする旨の申出をしたときは、失業者の退職手当受給資格証(別記第5号様式。以下「受給資格証」という。)をその者に交付しなければならない。

2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第4号様式から別記第17号の3様式までの規定中「(指定都市教育委員会)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に退職した職員に係る退職手当については、なお従前の例による。